

令和 2 年 第 3 回
京 田 辺 市 議 会 定 例 会

一般質問（質問項目・要旨）

傍 聴 用

京 田 辺 市 議 会

9月定例会一般質問日程

月 日	通告順位	議 員 名	ページ
9月4日 (金)	1	<small>か わ だ み ほ</small> 河 田 美 穂 (公 明 党)	1
	2	<small>く ほ のりひこ</small> 久 保 典 彦 (自 民 一 新 会)	2
	3	<small>か わ も と た か し</small> 河 本 隆 志 (N E X T京田辺)	3
	4	<small>き く か わ か ず し げ</small> 菊 川 和 滋 (N E X T京田辺)	5
9月7日 (月)	5	<small>お か も と り ょ う い ち</small> 岡 本 亮 一 (日 本 共 産 党 京 田 辺 市 議 会 議 員 団)	6
	6	<small>な ん ぶ と し こ</small> 南 部 登 志 子 (無 会 派)	7
	7	<small>つ ぎ た の り こ</small> 次 田 典 子 (市 民 と と も に 歩 む 女 性 議 員 の 会)	8
	8	<small>あ お き こ う じ ろ う</small> 青 木 綱 次 郎 (日 本 共 産 党 京 田 辺 市 議 会 議 員 団)	10

月 日	通告順位	議 員 名	ページ
9月8日 (火)	9	おかじまかずあき 岡 嶋 一 晃 (自 民 一 新 会)	12
	10	よしたか ゆ か こ 吉 高 裕 佳 子 (市民とともに歩む女性議員の会)	14
	11	ますとみ り つ こ 増 富 理 津 子 (日本共産党京田辺市議会議員団)	15

※質問時間は、質問答弁併せて60分以内としていますが、今議会
におきましては申し合わせにより概ね50分とさせていただきます。

1 特別定額給付金事業への市の対応について

基準日（令和2年4月27日）より後に生まれた新生児を対象に子育て支援特別給付金などとして支給をすべき。

2 災害時避難所の感染症対策を問う

- (1) 市独自の備蓄品の拡充をすべき。
- (2) 密集を避ける対策はどのようにするのか。（自宅内避難・友人宅避難など）
- (3) 各区・自治会役員、防災組織などを中心に少人数で避難所運営訓練をすべき。

3 ワンストップ窓口の設置について

市民の利便性プラス、市民・職員を感染症から守るためにもワンストップ相談窓口を設置すべき。（おくやみコーナーなど）

4 不登校対策について

- (1) リモート学習を考えるべき。
- (2) ポットラックの開所時間の延長をすべき。

1 新型コロナウイルス感染症への対応・対策について

- (1) 今年3月に新型コロナウイルス感染症に対しての市対策本部が設置されたが、これまでの検証及び課題について問う。
- (2) 現在も新型コロナウイルス感染症への対応は予断を許さない状況にある。しかし、本市には副市長が未だ不在となっている。その影響と今後の市長の考えを問う。
- (3) 今年度の市税収入は予算全体の約45%（約113億円）を見込んでいる中、来年度予算編成にあたってはコロナ禍による税収の落ち込みが懸念されるが、市の認識を問う。
- (4) 感染者数も増加する中、市民への注意喚起や必要な情報の発信については重要であると認識しているが、市の考えを問う。

2 教育について

- (1) コロナ禍にある状況、早期にGIGAスクール構想を推進する必要があると考えるが、現状と今後の方針について問う。
- (2) かねてからの懸案事項である、中学校給食実現に向けた検討状況及び今後の方針を問う。
- (3) 教育現場で新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や対策について問う。

3 農業への支援について

コロナ禍にある現在、国や府も農業従事者へ一定の支援を行っているが、市として市の特産品や農作物別に工夫した支援がさらに必要だと考えるが、市の認識を問う。

1 ウィズコロナ社会に向けて

- (1) 市職員の2班体制、時差出勤の実施から見えた、テレワーク、フレックスタイム制等、新たな職員の働き方についての可能性と見解は。
- (2) 大学の秋学期開講に向け、市や他の機関との連携や支援策等の強化が必要と考えるが見解は。

2 持続可能なまちづくりについて

コロナ禍により、社会情勢が激変した。政府においてはこれまで例を見ない財政出動が繰り出され、市民の生活形態や子ども達の教育環境、学生、社会全体に大きな影響が生じている。今後は、財政調整基金のさらなる見直しと財源確保策等、財政運営面と、都市経営における短期・中長期的ビジョンの再考も含めた、多面的な市政運営が求められるのではないか。そこで以下の2点を問う。

- (1) 今後における都市経営の基本理念
- (2) 政策転換の視点

3 認定こども園整備計画と施設整備について

- (1) 大住地域認定こども園の開園に向けてのスケジュールは。
- (2) 中部・南部地域での認定こども園の今後の計画は。
- (3) 認定こども園の整備と併せて、公立幼稚園の耐震化の課題と教育施設の長寿命化計画の整合性を考慮する必要がある。施設の在り方が検討されている中、早期の対応策が求められるが見解は。

4 学校における働き方改革について

- (1) コロナ禍による今後の取り組みの見直し、またスケジュール等の影響について問う。
- (2) 教職員の勤務時間の考慮、これまで教師が担ってきた業務の在り方、新たな課題に対する既存の各種計画の見直し範囲内での対応について問う。
- (3) 部活動（小学校ハンドボール含む）における教職員への業務改善の取り組みについて問う。
- (4) 学校の組織運営体制の在り方について問う。

5 上下水道事業について

上下水道事業経営審議会の下水道事業に対して、「今後、市民生活への影響も考慮し、料金改定に努められたい。」という答申を受け、どのようなスケジュールで改定を進められようとしているのか。

6 消防団員への資格取得について

消防団員の活動を積極的に進めるためにも、活動に役立つ資格を柔軟に取得できる仕組みづくりを推進しては。

<p>1 新型コロナウイルス感染症状況下における喫緊の課題について</p>
<p>コロナ禍における避難所運営の在り方と備品配備状況について問う。</p>
<p>2 本市バス交通網の維持について</p>
<p>本市まちづくりの要となるバス交通網の維持について、市としての取り組みを問う。</p>
<p>3 過去からの各種課題の進捗状況について</p>
<p>(1) JR大住駅バリアフリー化の進展について問う。 (2) 学校給食センター建設の進捗状況について問う。</p>
<p>4 将来に向けた各種課題について</p>
<p>(1) 野外活動センター（竜王こどもの王国）運営における現状と今後の課題克服に向けた取り組みについて問う。 (2) 市政協力員制度廃止に伴う、区・自治会運営の課題と今後の目指すべき組織の在り方について問う。 (3) 受益者負担の在り方について、現状での問題点と今後の進め方を問う。 (4) 中心市街地（近鉄新田辺駅前）における、まちの賑わい創造について、市としての考え方を問う。</p>

1 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染拡大が続き、重症者数が増加していることが懸念される。PCR検査の抜本的拡充及び、医療機関の減収補填など、国・府に対して以下の点を求めよ。

- (1) 全国の感染状況を分析するとともに、感染震源地（エピセンター）を明確にし、その地域の住民や事業所の在勤者全体に対して、大規模で網羅的なPCR検査を「面」で行い、感染拡大を抑止すべき。
- (2) どこが感染震源地なのかを、住民が知ることができるように、自治体（地域）ごとの感染状況（新規感染者数・検査数・陽性率）の情報を開示すべき。
- (3) 医療機関、介護施設、福祉施設、保育所・幼稚園、学校などに勤務する職員等への定期的なPCR検査を実施すべき。
- (4) 検査によって明らかとなった陽性者を保護・治療する体制をつくりあげることをはじめ、新型コロナの影響による医療機関の減収補償など、財政的支援を国の責任で行うことを求めよ。

2 学校における医療的ケアについて

- (1) 2019年3月、文科省から「学校における医療的ケアの今後の対応について」通知があり、学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点等が示された。

本市において、市教育委員会における管理体制のあり方、及び学校における実施体制のあり方など、支援体制についての進捗状況を問う。

- (2) いつでも安心して医療的ケア児が普通学校に通えるよう、学校看護師を配置（巡回制度）すべき。

1 新型コロナウイルス感染症

- (1) 本市での感染の特徴とその対策について問う。
- (2) 市財政や市事業への影響と今後の見通し、対策について問う。
- (3) 市内業者や市民生活への影響（失業・廃業・休職・生活保護申請者数など）と今後の見通し、対策について問う。
- (4) インフルエンザ流行期に備えての対策を問う。
- (5) エッセンシャルワーカーへの対策について問う。とりわけ救急や保育、介護等に従事される方々には、市負担による定期的なPCR検査の実施を求める。
- (6) 特別定額給付金未申請者への対応について問う。また、未申請者の実態を調べることは、介護や見守りを必要とする方を把握することにも繋がる。丁寧な対策を求める。
- (7) 感染者のご家庭に乳幼児や要介護者がおられる場合の市の支援体制について問う。

2 外国人も安心して暮らせるまちづくり

- (1) 今年度より導入された、多言語三者同時通訳サービスと多言語対応翻訳機の利用状況とその成果について問う。
- (2) 災害時に多言語支援ができるよう体制の整備を。

1 新型コロナウイルス感染症対策について

- (1) 現在の感染状況の分析と今後の対策について問う。
- (2) 教員や保育士、消防職員、介護士などに社会的検査としてPCR検査を行うべきだ。また、検査を受けたい市民に検査費用の補助をするべきだ。
- (3) コロナ禍において関係団体と連携し高齢者の心身の健康を守るべきだと考えるがどうか。
- (4) DVや虐待など相談体制と人権啓発の強化を図るべきだ。
- (5) 市庁舎の玄関などにサーモグラフィーカメラを早急に設置するべきだ。
- (6) 感染防止や市民を守る公僕として職員の意識改革を求める。

2 市教育委員会に問う

- (1) コロナ禍においてこそ、子どもの権利条約を遵守し、子どもたちの教育に取り組むべきだが、教育長の認識を問う。
- (2) コロナ禍において、歌の禁止や給食時も含め子どもたちの会話を制限しており、人間関係の形成時に大きな影響があるのではないか。この点について、今後どのように考え、補っていくのか。
- (3) 夜間中学校の設立に向けた取り組みの現状について問う。
- (4) 京都市立洛友中学校に京田辺市民が通学できることを市民に周知徹底せよ。

3 各駅・周辺の整備について

- (1) JR松井山手駅前ロータリーの安全対策を急ぐべきだ。

次田 典子

- (2) J R 大住駅のエレベーター設置と駅前の安全対策を急ぐべきだ。
- (3) 近鉄新田辺駅西口ロータリーの改善と安全対策をせよ。
- (4) J R 三山木駅にトイレの設置を急ぐべきだ。

1 北陸新幹線京都延伸計画について

北陸新幹線の京田辺市松井山手周辺への新駅設置に関わって、以下の点を問う。

- (1) 新駅設置に関わる京田辺市の費用負担の見通しについて明らかにされたい。
- (2) 松井山手周辺への新駅設置について、その周辺整備（アクセス道路、ロータリー、駅前広場等）の見通しと、それらの事業費総額及び京田辺市の独自負担の見通しについて明らかにされたい。
- (3) J R 松井山手駅周辺のまちづくり、住民生活への影響についての市の考えを問う。
- (4) 新幹線新駅設置による経済効果が期待される分野と、経済効果の算出にあたっての考え方を明らかにされたい。
- (5) 北陸新幹線（敦賀・新大阪間）環境影響評価方法書に対する京田辺市長の意見の公表など、情報公開や市の考えを積極的に公表すべき。
- (6) 京都府北陸新幹線南部ルート建設促進同盟会の現状と見通しについて明らかにされたい。

2 中学校給食基本計画案について

- (1) 市教育委員会における同計画案の検討内容及びその経過について、明らかにされたい。またそれらの議論内容などを積極的に公開すべきと考えるが、市教育委員会の見解を問う。
- (2) 中学校給食基本計画案の内容について
 - ア 感染症対策、事故・災害対策などの点から共同調理方式はリスクが高いと考えるが、市教育委員会の見解を問う。
 - イ 少人数学級編成に備え、教職員、クラス数増に対応した整備計画に

すべきと考えるが、市教育委員会の見解を問う。

3 小・中学校体育館へクーラーの設置を

小・中学校の各体育館へのクーラーなど空調設備の設置は、学校教育条件の改善及び、災害時の避難所環境の整備という面から、重要な課題である。よってその設置を求めるが市の見解を問う。

1 コロナ禍と自然災害時の避難等について

- (1) コロナ禍の現状において、災害発生時の避難所では新型コロナウイルス感染症拡大防止による3密を避けるために収容人数が限定される。コロナウイルスの収束が見えない中、どのような対応を取るのか市の考えや対策を問う。
- (2) 水害時に避難所の収容人数が減ることで、収容できない場合の分散避難や垂直避難が見直されているが、市の考えを問う。また、昨年8月15日と10月12日には、レベル3の避難準備・高齢者等避難開始が市内全域に発令されたが、特にレベル4の避難指示になれば、多くの人の避難が予想される。収容仕切れないと判断した場合には、レベル3とレベル4では発令区域が異なるのかを問う。
- (3) コロナ禍の現状では、リスク回避などで避難所設営や運営には今までより多くの人手がかかると思われるが、市の対応と考えを問う。
- (4) 消防団員の減少（定員割れ）が続いている中で、平成20年10月に消防支援隊や機能別消防団が結成されたが、コロナ禍ではその方々の力がより必要になると考えるが、消防支援隊や機能別消防団の現状と今後の方針を問う。

2 都市計画道路大住草内線の状況と草内三山木線（通称農免道路）について

- (1) 今年度より、都市計画道路大住草内線の設計に着手されるが、山城大橋西詰付近に連結される計画であり、完成時には混雑や渋滞の緩和が図られると考える。早期の事業実施が求められるが、現在の状況を問う。
- (2) 農免道路はすでに建設当時の役割が薄れ、一般の市道草内三山木線となっているが、直線であることから車両の速度も法定速度以上で走る車

が多い。そのような中で、通学路等の安全対策には歩道が整備されているものの、まだまだ農耕車両の通行も多く危険な状態である。速度抑制対策が必要と考えるが、市の考えを問う。

- (3) 市道草内三山木線の歩道及び草内美泥排水路整備事業が令和3年度に完了する予定であるが、草内集落内の内水をこの排水路に直結する事で冠水対策が図られると考えるが、市の今後の考えを問う。

3 資源ごみに対する施策について

- (1) 近年、マイクロプラスチック等による海洋汚染や生物への影響などが報じられる中、今年7月からはレジ袋の有料化が始まり、プラスチック買い物袋の排出抑制を推進している。また、環境省・経済産業省の両省は、プラスチック製品とプラごみの一括回収を令和4年度以降に開始する旨の方針を明らかにした。これらのことから、ごみ削減とリサイクルの推進には市民との協働が必要と考えるが、市としての現在の状況や今後の取り組みを問う。

- (2) 区・自治会や子ども会等が協力しながら取り組んでいる資源ごみの回収活動は、非常に重要な活動であると考えます。アルミ缶や段ボールなど資源のリサイクルを推進する中で、契約業者が回収する前に他者により持ち去られる事案が多く発生している事も事実である。この資源ごみ横取り行為に対し防止対策を講じる必要があると考えるが、市としての見解を問う。

1 地球温暖化対策とコロナ後のまちづくりについて

- (1) 森林伐採等の自然破壊が地球温暖化を招き気候異常に陥ったことが、新型コロナウイルス感染症のような新規感染症が蔓延する一つの要因になったと考えられるが、市の認識は。
- (2) 本市としても、2050年までにCO₂排出ゼロを目標とすることを表明するとともに、気候非常事態宣言をし、持続可能なまちづくりの実現に向けて一層取り組みを進めていくことを提案するが、市の考えは。
- (3) コロナ後の経済のあり方としてグリーンリカバリー（持続可能な経済復興）の理念は、多くの共感を呼び、日本においても自治体や企業に広がってきている。京田辺市として描く未来のビジョンは。
- (4) 京田辺市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）について問う。
 - ア 京田辺市の本庁舎を含む公共施設における電力調達を環境配慮型方式や総合評価落札方式による入札で行うことを求める。
 - イ 地球温暖化対策協議会を立ち上げて、多様な市民の参加を積極的に求め市民、行政、事業者が一体となって継続的に取り組むべきと考えるが市の認識は。

2 教員の労働環境について

- (1) スクールサポートスタッフによる増員等、新型コロナウイルス感染症の影響で増大した教員の負担を減らす取り組みの進捗は。
- (2) 2021年度より自治体単位で公立学校に導入される予定の一年単位の変形労働時間制については、極めて慎重に検討すべき。

1 一人ひとりの子どもを大切にした感染症対策と学びの環境整備を

- (1) 現場の声に応え、新型コロナウイルス感染症対策と教育条件を改善し、子ども達一人ひとりと丁寧に接することができる授業環境確立のためにも、先生を増やして少人数学級拡充を進めるべき。全国市長会でも求めているが、あらためて市長、教育長の考えを問う。
- (2) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや清掃・消毒・オンライン整備などのための支援員の配置状況について、全ての学校への配置実現へ市教育委員会の今後の方針と計画について問う。
- (3) 集団感染を防ぐため、学校教職員に定期的なPCR検査を国の責任で行うことを市として要望すべき。

2 安心して介護サービスを受けることができるよう、利用者と事業者を公的支援で支える仕組みを

- (1) 介護報酬の上乗せを認める特別措置による利用料加算の実態について問う。
- (2) 介護事業所では、感染を恐れた利用者の「サービス利用控え」が起こり、経営難が広がっている。もともと深刻な人材不足が叫ばれていた介護の現場で基盤崩壊が起こりかねない。市内の現状と対策について問う。
- (3) 集団感染を防ぐため、介護・福祉施設で働く職員や入所者には、定期的にPCR検査を国の責任で行うことを市として要望すべき。

3 災害発生時における福祉避難所の設置運営について

「福祉避難所」とは高齢者や障がい者などのうち、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする「災害時要配慮者」に対する体制

を整備した避難所を指すもので、災害発生時に必要に応じて開設される二次的避難所となっている。

- (1) 現在、市内では7か所の福祉避難所の設置が可能であるとされているが、今後の計画は。
- (2) 二次的避難所となっているが、現状に即した見直しが必要ではないか。市の考えを問う。